

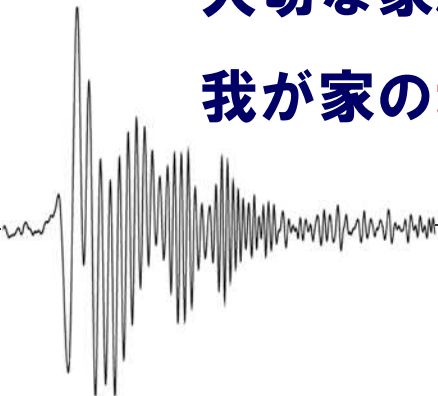
# 耐震改修

耐震改修工事に対し  
**最大90万円**  
助成が受けられます

木造住宅耐震改修を支援します



大切な家族の命や財産を守るため  
我が家の**地震への対策**は、万全ですか？



写真：福岡西方沖地震で倒壊した住宅

お問合せ先： 広川町 建設課 都市計画係 TEL (0943)-32-1157

## 耐震改修工事費の50%を助成



※1件90万円を限度とします



工事費100万円の場合



工事費200万円の場合

## 耐震診断

耐震改修工事費の助成を受けるにあたり、まずは建築士による耐震診断が必要です。

### 【参考】

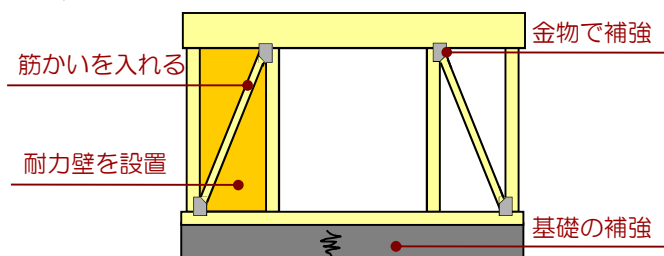
### 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

調査対象	昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅が対象です。
窓口	生涯あんしん住宅（春日市） TEL 092-582-8061
費用	1件あたり3,000円又は6,000円が必要です。

## 耐震改修工事

耐震設計に基づいて施工します。改修工事には様々な方法があります。

例として、次のような補強方法があります。



## 広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業

この事業は、昭和56年5月31日以前に工事に着手された木造住宅の耐震改修工事に要する費用に対し補助金を交付するものです。


※年度内の予算が終了次第、申込の受付を締切いたしますので、お早めにご相談ください。

### ◇ 補助金の額

補助率 50%  
上限額 90万円

### ◇ 事前相談

補助金の交付を受ける場合、工事契約・着手の前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容について、町と協議が必要です。

 既に工事に契約・着手している場合、この事業の対象とはなりませんので、ご注意ください。

お問合せ先 広川町 建設課 都市計画係  
TEL (0943) 32-1157

### ◇ 補助対象住宅

次に掲げる要件を全て満たすもの

- ① 耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された木造一戸建て住宅※（併用住宅を含む）
- ② 広川町内に存するもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に工事に着工したもの
- ④ 居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定があるもの
- ⑤ 建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの

※ 耐震診断（一般診断法又は精密診断法）の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの

●詳しくは、町のホームページに掲載しています。